

都道府県国保直診開設者協議会活動に対する助成基準

平成14年2月 制定

平成23年4月1日改正

1 目的

国保診療施設とその開設者である市町村長との緊密な連携のもとに、国保診療施設を拠点とする地域包括ケアシステムを推進する観点から、国保診療施設について開設者（市町村長）に一層の理解、協力を得るため、都道府県国保直診開設者協議会の充実、強化を図り、もって国民健康保険事業並びに国保診療施設の発展に資することを目的に、都道府県国保直診開設者協議会活動に対し、助成するものとする。

2 対象団体

都道府県国保直診開設者協議会若しくは都道府県支部又は都道府県国民健康保険団体連合会であって国保直診開設者協議会組織を有するもの（設立準備を含む。）とする。

3 対象事業

次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 研修会、セミナー、講演会、施設視察等、開設者（市町村長）の理解と協力を深める事業であって、次の要件に該当する事業（協議会総会等との同時開催を含む。）
 - ① 開設者（市町村長）のうち概ね4分の1の開設者が参加していること。
 - ② 医療制度、国民健康保険事業運営、国保診療施設の活動に関係する保健、医療、福祉に関する内容を取り上げていること。
- (2) 都道府県国保直診開設者協議会設立の準備会議、設立発起人会議等の開催事業
 - ① 準備会議、発起人会等設置の規定が定められていること。
 - ② 設立の具体的な計画内容（設置要綱、設立総会の開催等）が検討され、当年度又は翌年度に設立される見込であること。
 - ③ 開設者を中心とするメンバー構成の会議であること。

4 対象経費

前記3の事業に係る次の経費を対象とする。

会議費	旅費、印刷製本費、食料費、会場使用料等
総務費	事業実施のための賃金、需用費等
事業費	講師謝金、旅費、需用費等

5 助成額

所要経費の範囲内において、次の額を基準として助成する。

助成基準額

前記3（1）の事業	100,000円
前記3（2）の事業	50,000円

6 助成制限

当該事業又は経費について、本会の他の助成費の交付対象となる場合は交付対象としない。

都道府県、他の団体等の助成金、交付金、負担金等がある場合は、その額を所要経費から控除した額を助成対象経費とする。

7 交付手続

助成金の交付申請、交付の決定等は、次による。

- （1） 都道府県国保直診開設者協議会等の対象団体は、毎年度、別に定める期限までに事業計画書を本会事務局に提出すること。
- （2） 事業終了後、速やかに事業実施報告書に関係資料、経費内訳書を添えて本会事務局へ提出すること。
- （3） 助成の決定、交付は、実績報告書に基づき、年度末に行われるものであること。